

令和8年度働き方改革推進・企業情報PR事業業務委託

本仕様書は、岡山市(以下「委託者」という。)が発注する令和8年度働き方改革推進・企業情報PR事業業務委託(以下「本業務」という。)を受注する者(以下「受託者」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和8年度働き方改革推進・企業情報PR事業業務委託

2 委託業務の目的

少子高齢化が進む日本では、生産年齢人口が減少することによる企業の労働力不足が課題となっており、企業が必要とする人材を確保することがますます難しくなっている。こういった状況下において、労働環境の改善や柔軟な働き方の導入など、従業員が働きやすい環境を整えることは非常に重要であり、企業が人材を確保するうえで必須の取組であると言える。

そこで、新規学卒予定者をはじめとした求職者向けに、働き方改革に重点を置いた企業情報冊子およびWEBサイトを作成し配布・周知をすることにより、働きやすさへの取組の観点から岡山市内企業の魅力を発信し、岡山市内企業の人材確保へ結びつけるために本事業を実施する。

3 委託期間及び履行場所

委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日（水曜日）まで

履行場所：岡山市内一円

4 委託業務の内容

- (1) 掲載企業の募集・選定
- (2) 企業情報冊子の作成及びWEBサイトの運用管理・保守・改修・更新
- (3) WEB広告の実施
- (4) 大学等への冊子の配送
- (5) 掲載企業一覧の作成
- (6) 事業実施報告書の作成

5 委託業務の留意事項

(1) 掲載企業の募集・選定

ア 掲載企業については、受託者によりホームページ等での公募を実施し、全掲載企業のうち、中小企業基本法で定義される小規模企業と中小企業を合わせて8割以上と

なるようにすること。

イ 掲載企業は、下記の(ア)又は(イ)を満たし、(ウ)から(コ)の全てを満たす企業（このときの企業とは、会社法上の企業、社会福祉法人、医療法人、財団法人のことを指す）とする。

(ア) 岡山市内に本社がある企業

(イ) 岡山市外本社であるが、以下の a～c を全て満たす企業

a 岡山市内に一定規模以上の事業所（※）があること。

※一定規模以上の事業所とは、従業員数21人（商業・サービス業は6人）以上の事業所

b 岡山市内での就業地かつ2028年3月卒の新規学卒予定者を対象とした正社員の求人が見込まれること。

c 採用窓口が岡山市内の事業所かつ最初の面接が岡山市内またはオンラインで行われること

(ウ) 2028年3月卒の新規学卒者を対象とした正社員の求人が見込まれること。

(エ) 企業情報の全掲載項目を提供できること。

(オ) 作成した企業情報が冊子として様々な場で配布されるとともに、WEB上で公開されること及び全掲載項目がオープンデータで公表されることについて合意できること。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

(キ) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者でないこと。

(ク) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は当該営業に係る第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

(コ) その他、本事業の趣旨を損なうおそれがあると認められる企業でないこと。

ウ 公募期間内に集まらない場合は受託者において積極的に声掛けし企業を募ること。

エ 掲載企業の選定については、上記要領で公募後に委託者で決定した選定基準に基づき行うこと。なお、上記要領以外の企業については、委託者と受託者で別途協議のうえ、掲載企業の選定を行う。

(2) 企業情報冊子の作成および WEB サイトの運用管理・保守・改修・更新

ア 掲載内容

企業情報冊子及び WEB サイトの掲載内容の有無については、以下のとおりとする。冊子ページの順番等については、委託者と協議のうえ決定すること。WEB サイトについては、企業情報冊子「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2028」の内容のものに更新すること。（下記①～⑭の項目の詳細は後述イ～ソのとおり。なお、新たにコンテンツを追加する項目については、「追加」と記載。）

項目	冊子	WEB サイト
① 名称	「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2028」	
② 表紙（トップページ）	○	
③ 目次	○	—
④ 新着情報	—	○
⑤ 特集記事（働きやすい職場環境づくりに取り組む企業）	○	
⑥ 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の紹介動画	—	○
⑦ 過去特集企業紹介ページ（追加）	—	○
⑧ 岡山市内で働く魅力を伝える記事	○	
⑨ 女性の活躍が期待されている仕事・職場の紹介記事	○	
⑩ 一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザについての紹介記事	○	
⑪ 働きやすさへの取組に関する用語を説明する記事	○	
⑫ 企業情報記事	○	
⑬ 索引ページ	○	—
⑭ その他ページ	○	—

イ ①名称

名称は「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2028」とすること。

ウ ②表紙（トップページ）

(ア) 特集記事掲載企業に在籍する若手社員（採用後概ね5年以内）の写真を使用すること。なお、様々な業種があることを視覚的に印象付けるため、若手社員の服装は勤務中に着用しているものとし、企業数及び社員数等は委託者と協議のうえ決定すること。（冊子）

(イ) 表紙及び裏表紙に WEB サイトへの案内及び二次元コードを掲載すること。（冊

子)

エ ③目次 (冊子のみ)

- (ア) 見開き2ページで作成すること。
- (イ) 特集記事掲載の企業はその旨が分かるよう工夫すること。

オ ④新着情報 (WEB サイトのみ)

新着情報(新規学卒予定者等向けの就職イベント情報等)を掲載する。随時情報の更新が可能であり、画像の挿入、他サイトへのリンクの貼付ができる仕様とすること。

カ ⑤特集記事 (働きやすい職場環境づくりに取り組む企業)

- (ア) 1社当たり見開き2ページで作成すること。(冊子)
- (イ) 働きやすい職場環境づくりの取組が分かりやすく伝わるレイアウトを委託者と協議のうえ、作成すること。このとき、読者が読みやすいように、端的な文章で表現するよう工夫すること。
- (ウ) 掲載企業は10社とし、公募により募集することとする。このとき、公募に応募する企業が10社に満たない場合は、委託者と対応について協議すること。
- (エ) 公募に際しては委託者と協議のうえ作成した公募用申請フォーマット(電子データ)を使用すること。
- (オ) 受付し収集した申請情報を受託者にて整理し、委託者が円滑に審査することができるよう審査資料を作成し、委託者と協議した指定期日までに提出すること。
- (カ) 委託者で掲載企業の審査決定を行い、決定企業の記事の制作を行うこと。
- (キ) 記事の制作にあたっては、審査決定された企業を訪問取材すること。
このとき、写真を撮影するとともに社員の生の声を聞き取ること。また、働きやすい職場環境づくりへの取組として重点的に実施しているものについて、分かりやすく記載するよう工夫すること。
- (ク) 訪問取材に際しては、事前に取材方針及び日程について委託者と協議してから実施すること。

キ ⑥働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の紹介動画 (WEB サイトのみ)

- (ア) 5(2)カ(カ)で審査決定された企業について紹介動画を制作すること。(制作については、企業から提出される動画を編集することを基本とする。)
- (イ) 動画は、新規学卒予定者等が、働くイメージや興味が湧くようなものとする。
- (ウ) 動画は、5(2)カ(キ)の特集記事と合わせて調整の上、委託者へ提出すること。
- (エ) 動画は、YouTube で再生可能な2分以内の動画とし、岡山市公式 YouTube で掲載するものとする。
- (オ) 動画の投稿・内容の確認・管理については、委託者が行う。
- (カ) 受託者は動画を提出する企業に対し、著作権等の説明・承諾を得ること。

ク ⑦過去特集企業紹介ページ (WEB サイトのみ) (追加)

令和7年度働き方改革推進・企業情報PR事業(OKAYAMA COMPAN

Y GUIDE 2027」) で特集した働きやすい職場環境づくりに取り組む企業10社の特集記事及び動画を閲覧できるページを作成すること。

ケ ⑧岡山市内で働く魅力を伝える記事

(ア) 見開き2ページ程度で作成すること。(冊子)

(イ) 岡山市内で働く魅力について、首都圏や関西圏との比較や岡山市公表資料等データを用いるなどして、分かりやすく説明し、説得力のある記事を作成すること。

コ ⑨女性の活躍が期待されている仕事・職場の紹介記事

(ア) 見開き2ページで作成すること。(冊子)

(イ) 建設業、運輸業など女性の参画が少ない分野での就職支援につながるような記事を作成すること。

サ ⑩一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザについての紹介記事

(ア) 1ページで作成すること。(冊子)

(イ) 中小企業等で働く勤労者に向け総合的な福利厚生事業を実施している一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザが提供する原稿案をもとに作成すること。

(ウ) 一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザに加入している掲載企業にアイコン等を表示すること。

(エ) 加入企業について検索ができるようにすること。(WEBサイトのみ)

シ ⑪働きやすさへの取組に関する用語を説明する記事

働きやすい職場環境づくりの取組をライフステージと関連づけるなど、新規学卒予定者等が自分にとっての働きやすさとは何かを考えるきっかけとなる記事とすること。なお、働きやすい職場環境づくりの取組については、法改正など、最新の情報を反映できるようにすること。

ス ⑫企業情報記事

(ア) 1社1ページとすること。

(イ) 掲載企業は210社以上とする。

(ウ) 企業情報記事のレイアウトの作成

a 令和7年度働き方改革推進・企業情報PR事業で使用したものを基本とするが、掲載項目等については、委託者と協議を行い確定させるため、若干の変更があると想定すること。令和7年度働き方改革推進・企業情報PR事業で使用したレイアウトは委託者からデータを提供する(イラストレータ アウトライン有)。各項目内容及び定義は別紙1のとおり。なお、令和7年度作成の冊子については、仕様書交付期間中に創業支援・雇用推進課にて配布する。

b 職場の雰囲気や仕事内容が伝わる写真を2枚以上掲載すること。すでに企業ホームページに掲載している写真は不可とする。その他、委託者の事業に相応しくないと判断した写真は掲載不可とすることがある。

(エ) 働きやすさへの取組等の掲載

- a 働きやすさへの取組等として福利厚生等の項目を掲載すること。掲載項目は以下の22項目を基本とする。その他必要な項目がある場合は、委託者と協議のうえ決定すること。

項目	
①ノー残業デー	⑫扶養手当
②フレックスタイム制度	⑬通勤手当
③テレワーク	⑭資格取得支援手当
④リフレッシュ休暇	⑮奨学金返済支援
⑤時間単位有給休暇	⑯医療費助成
⑥育児休暇	⑰子育て費用援助
⑦短時間勤務	⑱祝い金
⑧子の看護休暇	⑲社員食堂
⑨介護休暇	⑳社宅
⑩副業	㉑社内保育所
⑪家賃補助	㉒インターンシップ

- b 「㉒インターンシップ」を受け入れている企業の企業情報ページにおいて、インターンシップ申込先の概要についても表示すること。(WEBサイトのみ)

(オ) 掲載企業の公募及び企業情報の収集

- a 掲載企業は公募とすること。
- b 公募に際しては委託者と協議のうえ作成した申請フォーマット（電子データ）を使用すること。その際、当該申請フォーマットには冊子掲載用の写真も挿入し提出させること。
- c 電子データで申請された情報は、事実の誤りや不適切な表現がないか、必ず受託者において厳重に確認し校正すること。誤りを発見した場合には、企業へ確認し修正すること。
- d 電子データで申請された情報をもとに紙面を制作し、委託者へ送付し確認を受けるとともに、申請企業に提示し内容の確認を得ること。また、写真の画質、記載内容の誤り等について必ず受託者において確認すること。このとき紙面の確認方法は、5(2)ス(ウ)のレイアウトにより出力したものを、完成サイズ（実寸大）でフルカラー印刷したものを提出するものとし、10社程度完成するごとに委託者へ提出すること。

セ ⑬索引ページ

- (ア) 五十音順の索引ページ（冊子）
- (イ) 五十音順、地域、業種、働きやすさなどへの取組、10年目の年収、初任給実績、年間休日、月平均残業時間、フリーワード等、サイト内検索ができる機能とすること。（WEBサイト）

ソ ⑭その他ページ（冊子のみ）

（ア） 特集企業の位置を地図上に示したページ

（イ） 企業研究や自己分析などの方法を掲載したページ

タ 冊子作成数

5, 000冊作成すること。

チ WEB サイトの運用管理・保守・改修・更新

（ア） WEB サイトの運用管理・保守

受託者は本契約の完了まで、サイト (<https://companyguide.okayama.jp/>) の運用管理・保守として、次の業務を行うこと。

a 運用サーバーやデータ用サーバーを受託者の責任において管理すること。また、不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。

b 汎用的なコンテンツ管理システム(CMS)を用いること。また、セキュリティ対策を講じ、安定的に保守管理をし、運用上必要となる機能の追加、バージョンアップを行うこと。なお、令和7年度は「Bubble」を使用しているため、「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2028」の内容に更新するまでは、「Bubble」を使用すること（参考：令和7年度 プラン料金 月額料金32米ドル（サーバー使用料を含む））。ただし、受託者の希望がある場合は、委託者と協議のうえ変更することも可とする。

c OSのアップデートが発生した場合は、デジタルコンテンツの動作に不具合が生じないように、これに対応すること。

d 各種OS並びに各種ブラウザ(Microsoft Edge, Mozilla Firefox, Google Chrome, Safariの最新バージョン)からの閲覧に対応しており、各リンクへの移動やシステム等の動作が正しくなされるかを検証すること。運用期間中に新バージョンが公開された場合は、無償で速やかに利用可能となるよう対応すること。

e メンテナンス等によりサービスを停止する場合は、原則として1週間前までに停止理由及び停止期間等を、速やかに委託者へ報告すること。

f 障害発生時には委託者へ連絡するとともに、原因究明、復旧措置、対処報告等を的確かつ速やかに行うこと。なお、障害発生時に委託者と復旧までの計画を立て、復旧を行うこと。また、再発防止のための措置について適宜経過報告書を提出すること。

g 情報の漏洩、改ざん・破壊、不正侵入、マルウェア感染など重大な影響が想定されるセキュリティ事故が発生した場合には、委託者と協議のうえ、WEBサイトの掲載停止又はサーバーの停止を行い、影響範囲の特定、原因の追究、証拠保全措置等の緊急対応を実施すること。

h 障害発生時に報告した復旧目標時間までに復旧させることが困難である場合

は、その原因及び新たな復旧目標時間を委託者に報告すること。

- i アクセスログは受託者側において、アクセスログが記録された当日を起点として少なくとも1年間は保存すること。
- j コンテンツの充実やセキュリティ対策が適切に講じられるように、サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、参照元、ページビュー数等を測定できるようにすること。
- k 委託者より軽微なメインビジュアルの変更、掲載内容の追加・変更等、指示がある場合は対応すること。
- l ホームページのドメインの管理者は受託者とし、令和9年3月末日までのドメインの更新等の手続き及び使用するうえで必要な経費は、委託料に含むものとする。
- m 令和8年度内に係る配信・運営費用については、委託料に含むものとする。
- n 令和9年度以降、WEBサイトの保守・運営業務を受託したものがサーバー利用料、著作権利用料等のランニングコストを負担することにより事業を継続して実施できるようにすること。
- o ほかにトラブル等が発生した場合、速やかに必要な対策を講じること。

(イ) WEBサイトの改修

受託者は、令和7年度働き方改革推進・企業情報PR事業（「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2027」）で特集した働きやすい職場環境づくりに取り組む企業10社の特集記事及び動画を閲覧できるページを追加すること。

(ウ) コンテンツの更新

- a コンテンツ構成は、5(2)ア掲載内容のとおりとし、企業情報冊子「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2028」の内容のものに令和8年12月25日までに更新すること。なお、更新するまでは現在の内容を保守すること。
- b アクセシビリティ・ユーザビリティに配慮すること。
- c PC、タブレット、スマートフォンなど、各種端末に対応する構成・デザインにすること。
- d 利用者がウェブページを印刷する際に、書式が崩れないよう配慮すること。
- e コンテンツの構成及び内容については、業務開始後、委託者と受託者で協議により必要に応じて調整を行うこととする。
- f 本業務において制作した最終成果物に関する著作権は、委託者に帰属するものとする。

(エ) サーバーについて

- a 原則として、サイト運営に必要なサーバーは現行のものを使用する。
- b サイト運営に必要なサーバーを受託者において用意する場合には、必要な手

続き及び設定を行うこと。ただし、サーバーの契約者は受託者とし、初期費用及び令和9年3月末日までの利用料については、委託料に含むものとする。

- c サーバーは、以下の要件を満たすものとする。
 - (a) サーバーのスペックは、WEBサイトの管理システムの動作要件を十分に満たし、機能が快適に動作する性能を有すること（参考：最大想定アクセス数は月3万人以上）。
 - (b) 部外者からサイトを改ざんされないようセキュリティ対策を講じていること。
 - (c) サーバーのウイルス対策を講じていること。
 - (d) アクセスログの記録・解析ができること。また、必要のある際は、委託者からのログの確認に対応すること。
 - (e) バックアップは1日1回、毎日自動的に実行することとし、障害発生時には前日中のデータに復旧できること。
 - (f) 災害発生時に備えて、適切なデータの保全及び迅速な復旧が可能であること。
 - (g) サーバーは、委託者と協議のうえ、受託者が選定すること。

(オ) セキュリティ対策

- a I P S機能等を導入し、外部からの攻撃パターンと見なされる通信を見つけた際にはその通信をブロックするなど、外部からの不正侵入を防ぐ措置を講じること。また、構築時にクロスサイトスクリプティング等の脆弱性がない構成にするとともに、運用時には随時、セキュリティ情報を収集すること。使用するソフトウェアにセキュリティホールが発見された場合は、プログラムの修正やソフトウェアのバージョンアップ適用等の適切な対策を行うとともに、速やかに委託者へ報告すること。
- b S S L 証明書の名義は委託者とし、費用は受託者が負担するものとする。
- c その他、受託者で必要な項目があれば委託料上限額の範囲内で提案すること。

ツ 業務体制

受託者は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。

- (ア) 受託者は、業務の遂行を総括する業務責任者を定めること。また、企業情報冊子作成業務及びWEBサイト運用管理業務にそれぞれ精通する主任担当者を配置することとし、業務に着手する前に体制(業務責任者、主任担当者など)が分かる書類を委託者に提出すること。なお、業務責任者及び各主任担当者は、兼任することができる。ただし、業務遂行に支障を及ぼさない範囲内とする。
- (イ) 主任担当者は、本業務の開始から終了までの間、調査、制作、進行管理全般を常に把握し、円滑な実施のために適宜委託者と打ち合わせを行い、必要に応じて委託者と協議を行うこと。

- (ウ) 主任担当者に選任された者が、委託業務の適切な運営管理を行わず、業務の円滑な遂行が見込めないと委託者が判断した場合は、両者協議のうえ、新たな主任担当者の選任を求めることができるものとする。
- (エ) 委託者は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、何時でも受託者に対し報告を求めることができる。
- (オ) 受託者は、委託者からの電話及びメールによる連絡窓口を設けること。

テ その他

- (ア) 本業務に伴い必要となる経費は、受託者が負担すること。
- (イ) 本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (ウ) 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (エ) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (オ) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (カ) 解約その他の事由による本契約終了後、委託者と協議のうえ、データの流出や流用を防ぐためサーバーに格納したコンテンツ等のデータを受託者が破棄・消去すること。
- (キ) 本業務の実施にあたって、環境負荷低減に努めること。
- (ク) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者とは協議して決めるものとする。

(3) WEB 広告の実施

以下のとおり、ディスプレイ広告及びリスティング広告を実施すること。

ア 広告の作成

- (ア) 主に岡山にゆかりのある学生や求職者に向けて、WEB サイトの周知を図るとともに WEB サイトへの誘導ができるよう、閲覧する者の関心を引く広告を作成すること。
- (イ) ディスプレイ広告及びリスティング広告は、Google 広告を活用するものとする。ディスプレイ広告をメインとし、広告画像（アセット）を作成するほか、検索キーワードの設定を行うこと。これらについては委託者と協議のうえ決定すること。

イ 広告の運用

配信エリア	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
配信デバイス	スマートフォン、パソコン、タブレット
セグメント設定	性別：すべて 年齢：概ね 18 歳～24 歳
配信期間	令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月までの期間内で、最も効果的な運用が可能な 5 か月間を原則とする。(最終的な広告配信期間等の詳細については委託者と協議したうえで決定する。)
目標クリック数	合計 3 万回以上 (目標クリック数を達成する見込みがない場合は、委託者と協議のうえ、検索キーワードの追加等の対応をすること。)

ウ その他

- (ア) 各広告のセグメント設定は基本的な項目のみを記載しているため、別途必要な項目について、委託者と協議のうえ設定すること。
- (イ) 運用を行うなかで、広告のクリックの傾向を把握し、より高い効果の見込める運用手法を常に模索したうえで、委託者に提案し、協議のうえ運用手法の変更を検討すること。
- (ウ) Google Analytics などを活用し、各ページへのアクセス数といった WEB サイトへのアクセス状況を把握・分析すること。
- (エ) Google 広告のポリシー等により、広告を配信できない事態が発生した場合や、その他不測の事態が発生した場合は、委託者と協議のうえ処理すること。

エ 広告配信の効果測定・実績報告

- (ア) 広告を実施した月の翌月 10 日までに、WEB サイトへのアクセス状況 (セッション数、ページビュー数、動画の視聴回数)、広告の配信実績 (配信期間、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価、広告費、閲覧者の属性の分析結果等) をまとめて報告すること。
- (イ) 広告の内容や配信時期、手法等の改善点等について報告し、適宜最適な方法で実施すること。
- (ウ) Google Analytics 等を操作することで確認できる本事業のデータ全般について、本市職員が基本的な分析方法を理解するために、仕組み、操作、見方等について説明すること。

(4) 大学等へ冊子の配送

完成した冊子を配送先へ令和 8 年 12 月 25 日 (金曜日) までに到着するよう、持参、送付すること。配送先、配送先件数、配送数については下記のとおりとする。なお、具体的な内容は委託期間中に、委託者からデータを提供する。また、委託期間中

に、送付先機関より追加で必要との連絡があった場合には、委託者に確認のうえ、受託者で対応すること。

配送先	配送先件数	配送数
岡山県内（冊子掲載企業含む）	約280件	約2,500冊
中四国地方（岡山県除く）	約5件	約170冊
関西圏（大阪府、京都府、兵庫県）	約20件	約520冊
東京都	約15件	約310冊
合計	約320件	約3,500冊

(5) 掲載企業一覧の作成

5(2)ス(オ)で受付し収集した申請情報を基に、企業情報を各項目別に出力したCSVデータ（二次利用可能な形でオープンデータに対応したもの）を作成し提出すること。

(6) 事業実施報告書の作成

事業実施報告書には、実施報告、募集企業一覧、掲載企業一覧、企業募集様式、冊子配送先、配送方法、配送冊数一覧、掲載企業担当者連絡先一覧、掲載企業の意見、途中で辞退した企業の辞退理由、事業実施における課題、WEBサイトへのアクセス状況（セッション数、ページビュー数、動画の視聴回数）、広告の配信実績（配信期間、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価、広告費、閲覧者の属性の分析結果等）を記載すること。

6 事業実施に係る提出書類

受託者は、本事業を実施するにあたり速やかに以下の書類を委託者に提出すること。

- (1) 作業実施計画書（様式なし）
- (2) 委託業務着手届（様式1）
- (3) 委託作業表（様式2）
- (4) 業務責任者及び主任担当者届（様式3）
- (5) 課税事業者届出書

7 成果品

企業情報冊子と企業情報データを以下の仕様で作成すること。

- (1) 企業情報冊子
 - ア 仕上り寸法 日本産業規格A列5番
 - イ 数 量 5,000冊
 - ウ 紙 質 表紙：マットコート紙 ニス引き片面（再生紙も可）

- 中身：マットコート紙（再生紙も可）
- エ 印 刷 表紙：フルカラー
中身：フルカラー
- オ 無 線 綴 じ
- カ 用 字 原則として平成22年内閣府告示第2号の常用漢字表へ掲載された漢字を用いる
- キ 校 正 原則1回
- ク 冊子完成期限 令和8年10月16日（金曜日）
- ケ 委託者への納品方法
持ち運びしやすいように10冊ずつ結束し、50冊ごとに段ボール箱に入れて納品すること。
各段ボール箱には通し番号及び梱包冊子数が表記され、「OKAYAMA COMPANY GUIDE 2028」が入っていることが分かるシールを貼付すること。
- コ 委託者への納期限・冊数（大学等への配送分を除く）
令和8年10月16日（金曜日）：600冊
令和8年12月25日（金曜日）：900冊
※ 最終的な納品日は委託者へ確認のうえ決定すること。
- サ 配送先への納期限・冊数
令和8年12月25日（金曜日）：約3,500冊
- (2) 企業情報データ
- ア 冊子一式のデータを、イラストレーター(アウトライン有)とPDF(WEB掲載用データ)でそれぞれ作成すること。また、オープンデータで公開するための掲載企業一覧(CSVデータ)を作成すること。
- イ 納品方法 DVD-Rに記録し納品すること
- ウ 数 量 正副2部
- エ 納 期 限 令和8年11月27日（金曜日）
- (3) 企業情報 WEB サイト及び広告
- ア WEB サイト掲載コンテンツ、コンテンツ制作にかかる資料、写真、サーバー運用管理にかかる資料、WEB サイトへのアクセス状況(セッション数、ページビュー数、動画の視聴回数)、広告の掲載実績(配信期間、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価、広告費、閲覧者の属性の分析結果等)
- イ 納品方法 DVD-Rに記録し納品すること
- ウ 数 量 正副2部
- エ 納品期限 令和9年3月31日（水曜日）
- (4) 事業実施報告書

- ア 規 格 日本産業規格 A 列 4 番（一部 A 列 3 番可）
- イ 数 量 正副 2 部
- ウ 電 子 資 料 DVD-R に記録し納品すること
- エ 納 期 限 令和 9 年 3 月 3 1 日（水曜日）

8 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 本事業で作成したすべての作成物の権利は委託者に帰属するものとし、委託者の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法(昭和 4 5 年法律第 4 8 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」とする)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利をいい、第 2 7 条、第 2 8 条に定める権利を含む)を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材(映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等)を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 業務委託料の支払い等

業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。

10 業務実施の条件

- (1) 本事業で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、委託者と協議し承認を得るこ

と。

- (2) 委託者との協議により、実施内容を変更することがある。
- (3) 本事業に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

1.1 適用範囲

本仕様書は、委託者が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、委託者との協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1.2 法令・条例等の適用

受託者は業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (3) 岡山市情報セキュリティポリシー
- (4) 労働関係法令
- (5) その他の関係法令

1.3 秘密の保持

- (1) 受託者は、本事業に関し委託者から受領又は閲覧した資料等について、委託者の了解なく公表若しくは使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

1.4 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責任に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

1.5 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、委託者との協議後は速やかに協議録を提出すること。委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。

1.6 完了検査

受託者は、事業完了後、委託者の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。